山鹿市告示第３号

山鹿市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成２４年７月２７日規則第２０号）第２条の規定により、特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定を更新したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の３０第２項及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条の３７の規定に基づき次のとおり告示する。

令和８年５月１日

山鹿市長　　早　田　順　一

１　事業者の名称及び主たる事務所の所在地

（１）名称　　医療法人社団　木星会

（２）主たる事務所の所在地　　山鹿市新町１２０４番地

２　事業所の名称及び所在地

（１）名称　　相談支援センター　おおぞら

（２）所在地　　山鹿市新町１２０４番地

３　指定更新日　　令和８年５月１日

４　事業の種類及び事業所番号

①　特定相談支援事業　　4330500374

②　障害児相談支援事業　4370500102

５　事業の主たる対象者　　特定無し